

会議記録

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名称 | 令和元年度 杉並区生活安全協議会（第9期） |
| 日時 | 令和元年12月19日（木）午前10時01分～午前11時50分 |
| 場所 | 西棟6階 第5・第6会議室 |
| 出席者 | 委員 会長、副会長、A、B、C、D、F、G、H、I、 J、K、L、M、N、O、P、Q、R 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、 ごみ減量対策課長、土木管理課長（代理：係長）、 地域安全担当課長、地域安全担当係長、生活環境担当係長、 杉並清掃事務所作業係長、環境課庶務係長、環境課主査 |
| 配布資料 | 資料1 区の防犯対策について 資料2 路上喫煙対策について 資料3 資源持ち去り対策の実績について 資料4 消防署における年末・年始の火災等防止対策について 資料5 杉並区生活安全協議会委員名簿（第9期） |
| 会議次第 | 1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 委員自己紹介 (3) 環境部長、危機管理室長あいさつ (4) 事務局職員自己紹介 (5) 正・副会長の選出 2 報告事項 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 路上喫煙対策について ③ 資源持ち去り対策の実績について (2) 区内3警察署の年末・年始の防犯対策について (3) 消防署における年末・年始の火災等防止対策について 3 閉会 |

○環境課長 定刻になりましたので、杉並区生活安全協議会を開会いたします。私は、環境部環境課長の小松と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、第9期目の新たな委員の皆様による生活安全協議会となります。本来でしたら区長から委嘱状をお渡しするところがございますけれども、区長は公務のため、委嘱状は席上での交付となりますことをご了承ください。

それでは、順にお名前を呼びいたしますので、各委員より自己紹介をいただきたいと思ひます。

G様からお願ひできますでしょうか。

○G委員 はい。紹介いただきました、高井戸防犯協会会長のGです。表によりますと、7期14年ということで、その前からやっていて、約15年間、この会にお世話になっております。その間、いろいろ、会長のもとで、地域の安心・安全ということで、微力ながら地域のために頑張っております。よろしくどうぞ。

○環境課長 ありがとうございます。

時計回りでお願ひしたいと思います。I様、お願ひいたします。

○I委員 おはようございます。杉町連から推薦されていますIでございます。2期目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

J様、お願ひいたします。

○J委員 杉商連から出ておりますJと申します。一応9期目で一番古いんですけども、いろいろな安心ということで、協力したいと思います。ありがとうございます。

○環境課長 ありがとうございます。

A様、お願ひいたします。

○A委員 杉並警察の生活安全課長のAと申します。失礼いたしました。私も2期目となります。よろしくお願ひいたします。

○B委員 高井戸警察署の生活安全課長のBと申します。ことしの2月に着任してまいりました。新任となります。よろしくお願ひします。

○C委員 荻窪警察署生活安全課長のCでございます。私も2期目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○D委員 杉並消防署の地域防災担当課長、Dと申します。2期目になります。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、R様からお願いできますでしょうか。

○R委員 おはようございます。和田一丁目から来ましたRと申します。

一覧表を見ておりまして、急に脂汗が出たんですが、「再任」と書いてありますが、学校の授業等についていけない者に追試だとか補習だとかというのがありますが、私はそういうことで再任していただいたとっております。とてもお勉強になる会議ですので、しっかり勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

Q様、お願ひします。

○Q委員 公募委員のQと申します。今期で3期目となります。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

P様、よろしくお願ひします。

○P委員 新任のPと申します。杉並に参りまして50年の月日がたちましたが、来た当座から皆さん近くの方がよくしてくださって、お祭りとか何かにも連れていってくださって、そういうことがひいては防災につながったのではないかと今思っております。もうその方たちが亡くなって、近くに新しい方がいらっしゃいましたけれども、そのお子さんたちにお声かけしたり、ちょっといろいろアドバイスとか、できることがあったらしたりして、そんなことが防災と言えるか一道でお話ししたりすることがひいては防災につながっていくのではないかな、なんて思っております。何ですか、ちょっと場違いなところに来たようで本当にお恥ずかしいのですが、勉強させていただきます。

○環境課長 ありがとうございます。

O様、お願ひいたします。

○O委員 新任のOと申します。私は杉並区に住んで10年くらいになりますが、今後、今までお世話になった方々の恩返しをさせていただきたく思ひ、応募させていただきました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○環境課長 どうもありがとうございました。

N様、よろしくお願ひいたします。

○N委員 堀ノ内三丁目から参りましたNと申します。今回初めてなので、いろいろ勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

M様、よろしくお願ひいたします。

○M委員 はい。私は、杉並たばこ商業協同組合の理事長をしております、Mと申します。いつも、環境課さんとか、都議、区議の皆様方と駅の清掃を毎月やっておりまして、この逆風のたばこ業界を何とか盛り上げようとしておる次第でございます。皆様のご協力、よろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

K様、よろしくお願ひいたします。

○K委員 杉並区の環境衛生協会の推薦をいただいて、今回2期目になります、Kでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

L様、よろしくお願ひいたします。

○L委員 すみません、訂正していただきたいんですけども、私、ここに、杉並防犯協会の、常任理事は理事ですが、監査で、それで、杉並母の会の会長は、今年度かわりまして、理事になっております。すみません。

○環境課長 大変失礼いたしました。申しわけございません。後ほど修正させていただきます。

○L委員 はい。すみません、どうも。はい。

私、9期目になりまして、会長とそしてJさんと一緒に、一番最初から携わらせていただいております。随分この会も変わってきたなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

続きまして、F様、よろしくお願ひいたします。

○F委員 はい。ここで、名簿の一部、ちょっと、区民の団体ということで、杉並防犯協会の会長でございます。はい。終わります、これで。

○環境課長 ありがとうございます。

○樋村委員 大妻女子大学の樋村でございます。ひたすら再任を重ねまして、9期になりました。また、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○松木委員 杉並環境カウンセラー協議会の理事長をしております松木と申します。私も新任でございます。ちょっと高い席に初めから座らせていただきまして、恐縮ございま

す。よろしくお願ひします。

○環境課長 ありがとうございます。

本日、荻窪消防署警防課長、E様、欠席の連絡がございました。

到着早々で大変恐縮なんですけれども、H様、一言だけ自己紹介をお願いできますでしょうか。

○H委員 本日は遅くなりまして、大変恐縮でございます。昨年まで、天沼地区町会連合会の会長をしておりましたが、このたび警察のほうからお話がありまして、安全協会の副会長をやれと、こういう仰せでございましたので、ちょうどタイミングもよかったです、お引き受けすることにいたしました。ずっと私は子どものときから、この地域に住んでおりましたので、大体の地勢、あるいは人となり、あるいはその発展の状態につきましても特に調べたわけではありませんけれども、いろいろと、何と申しますか、見てまいりましたので、そういったような未熟な知識でございますけれども、これから皆様方の手足となつていろいろとお役に立てばと、このように思っております。どうぞ、これからもよろしくお願ひいたします。H泰次と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 H様、どうも、早々にありがとうございます。

本日の出席委員は19名。定足数を満たしてございます。

次に、区の部長級職員からご挨拶をさせていただきます。初めに環境部長、自己紹介を含めお願ひいたします。

○環境部長 皆さん、おはようございます。環境部長の齊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま第9期の協議会委員の委嘱を行わせていただきました。皆様、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、公募の委員の方々につきましては、防犯、また環境美化のためにどういふことをすればいいかなど、さまざまご意見いただいておりますので、また、本日この場でも活発なご意見、ご提言いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

もとより安全で安心して暮らせる地域をつくっていくためには、当然のことながら、区役所だけではなく、警察、消防の方々、また本日ご出席いただいております地域の代表の方々と連携した取り組みを進めていくとともに、区民一人一人の意識を高めていくことが必要だと思ひしております。-

また、来年はいよいよ2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになり

ます。残念ながら、杉並区には競技会場がございませんけれども、当然多くの外国人の方を含めまして、多くの方々が杉並区を訪れることになろうかと思えます。その方々にも、杉並区って安全できれいでいいまちだなと思っていただきたいと思っております。そのためには、この協議会を通じまして、関係機関の方との連携を深めさせていただくとともに、学識経験者の委員の皆様、また公募の委員の皆様からの忌憚なきご意見をいただきながら、区の安全・安心、環境美化に取り組んでまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

○危機管理室長 おはようございます。区役所危機管理室長の寺嶋と申します。皆様には、日ごろから、防犯、それから防火、防災につきましてご理解をいただきまして、また地域でそれぞれのご活動をしていただいていることに、改めてこの場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。後ほど、資料をもちまして区内の犯罪情勢についてはご説明をさせていただきますので、お聞き取りのほどをよろしくお願いしたいというふうに思っているところでございます。

今、部長からお話がありましたけれども、ことしは、天皇陛下のご退位、それから改元、新天皇陛下のご即位ということがございました。また、ラグビーのワールドカップというのも国内で行われて、多くの来街者があったということだと思えます。いずれも無事に終了いたしました。

来年はいよいよオリンピック・パラリンピックが実施されます。先日、報道で発表もされましたけれども、区内でも聖火リレーが7月18日に行われるということで、桃井原っぱ公園から蚕糸の森公園までの間を聖火リレーが行われるということが発表されました。また、同時期になりますけれども、イタリアのビーチバレーボールチームの事前キャンプということで、7月14日から22日の間は、永福体育館で事前キャンプが行われるということも決定しているところでございます。そういったような諸行事に向けて、多くの国内、国外からも大勢の方が杉並区の地に訪れていただけるのではないかなというふうに思っているところでございますので、皆様と協力しながら、今まで以上に、地域の安全・安心を高めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ引き続きご理解、ご協力を賜りたいというふうに思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

次に、事務局の課長級職員の自己紹介をさせていただきます。危機管理室地域安全担当課長からお願いいたします。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長のAと申します。ことし2年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

環境部ごみ減量担当課長のほうからご挨拶させていただきます。

○ごみ減量対策課長 おはようございます。ごみ減量対策課長の内藤でございます。日ごろより清掃事業に大変ご協力いただき、ありがとうございます。おかげをもちまして、23区全体でごみの量が相当減って、8年連続23区1位ということで、最小のごみの減量に皆さんの力をお借りして、なっております。また、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○環境課長 すみません。杉並清掃事務所長からお願ひします。

○杉並清掃事務所長 皆さん、おはようございます。杉並清掃事務所の所長をしております土田です。日ごろより、清掃事業、ごみの収集、分別、ご協力いただきまして、ありがとうございます。また、今年もよろしくお願ひいたします。

○環境課長 続きまして、都市整備部土木管理課長は、本日欠席でございますので、代理の係長が出席してございます。

○土木管理課係長 きょう、土肥野のほうで公務で欠席しておりますので、私、飯嶋が代理で出席させていただきます。

日ごろから、道路行政につきまして、皆様のご理解とご協力のもと、こちらでも安全・安心を目指して、管理等をしているところでございます。今後ともご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 最後に、本年4月より着任いたしました、私、環境部環境課長、小松と申します。今後も皆様と一緒に、安全・安心できれいなまちづくりへ取り組んでまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、会長、副会長の選任を行いたいと思ひます。

会長、副会長につきましては、杉並区安全及び環境美化に関する条例及び同条例施行規則により、委員の互選により選出する規定となっております。最初に、会長について、自薦、他薦を問いませんが、推薦などお願ひできますでしょうか。

G先生、お願ひいたします。

○G委員 本当に長きにわたりご苦勞をおかけしまして、杉並区の安心・安全が大分やっぱり、防犯カメラを始めよくなったのは、やはり樋村先生のおかげではないかと思ひます。

本当に長い経験と多岐にわたる経験から、樋村先生を会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

（拍手）

○環境課長 ただいま樋村委員に会長をとという意見がございました。樋村委員、お引き受け願えますでしょうか。

○樋村委員 はい。

○環境課長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

ここで、選任されました樋村会長より挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 改めまして、樋村でございます。私も、もう9期18年ですね、たってしまいました。条例をつくるころから杉並区さんとはかかわっておりまして、おおむね20年ぐらい、私、区民ではないんですけれども、ずっと杉並とかかわっておりました。20年ぐらい前は、平成14年に犯罪認知件数が戦後最大になりまして、そこから、東京都全体としても国全体としても防犯対策ということで、多くの方々が国あるいは地域の人々警察、消防、役所、多くの人たちが努力をして、杉並もちろんそうですけれども、努力をして、犯罪はもう、かなり激減しております。ただ、激減したといっても、最近は振り込め詐欺とか、そういう非常に身近な、あるいはお年寄りなどを狙った犯罪も非常に多くなっております。また、環境美化面でもさまざまな問題も多くなっております。そういうところを、細いところを、これからはしっかり区民の方々の意見を聞きながら、警察、消防あるいは区役所、ともに協力し合って、よりよい杉並区をつくるために皆様もご協力していただきたいなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

最後ですが、会議は12時までですので、その後のご予定もある方もいらっしゃると思いますので、どうか議事進行にご協力をお願いいたします。よろしく願いします。

（拍手）

○環境課長 ありがとうございます。

それでは次に、副会長につきまして、自薦、他薦を問いませんが、どなたかご推薦のほうをお願いできますでしょうか。

○G委員 では、また、私が言います。

○環境課長 G委員、よろしく願いいたします。

○G委員 私も、15年、仮の会長のときからやっていますので、8期の半ばからやっ

す。長いことだけが取り柄ではありませんが、やはり地域の環境というのは非常に大事な状況でありまして、我々防犯協会としても、割れ窓の理論とってガラスが割れていたら直さないと、次から次にガラスが割られてしまうよというようなことがありますので、この環境カウンセラーを長くやられております、やはり松木さんを推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長 ただいま松木委員に副会長をとという意見がございましたが、いかがでしょうか。異議なしということによろしいでしょうか。

（拍手）

○環境課長 ありがとうございます。では、副会長、お引き受けいただけますでしょうか。

○副会長 はい。結構です。

○環境課長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

ここで、選任されました松木副会長に挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副会長 はい。ただいま副会長にご選任いただきました松木茂でございます。よろしく願いいたします。

私は、杉並環境カウンセラー協議会という会に所属しておりまして、これは環境団体でございますけれども、安全とか防犯のほうにも取り組みをしております。区のほうで実施されているクリーン大作戦というものに毎年参加させていただいておりまして、もう10年以上になるかと思いますが、善福寺川の川岸のごみ拾いなどの清掃活動をしております。以前に比べまして、大分公園などもきれいになってきたなという印象を持っております。たばこのポイ捨てなどもまだございますけれども、以前に比べれば大分少なくなってきているというのは実感でございます。やはり、こういう生活安全協議会の方たちも含めた、杉並区の安全・安心の政策を進めていられる方々のご努力によるものではないかというふうに思っております。

私自身は今度新任でございますが、生活安全協議会のほうは初めて参加させていただきますので、わからないことが多々あると思いますので、教えていただきながら、副会長のお仕事をしっかり務めさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

（拍手）

○環境課長 ありがとうございます。

それでは、今後の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○会長 はい。では、よろしくお願いいたします。

では、議事次第にのっとりまして、まず初めに区からの報告ということで、区の防犯対策について、報告をよろしくお願いします。

○地域安全担当課長 それでは、地域安全担当課長のAのほうから、区の防犯対策についてということで報告をさせていただきます。それでは、着席させていただきます。まず、資料をご覧くださいと思います。初めに、区の犯罪件数等の推移についてご説明をいたします。

まず、1ページ目のグラフをごらんいただきたいと思います。グラフには、平成14年以降の刑法犯認知件数、青色ですね。それと、防犯自主団体の団体数、赤色。防犯カメラの設置台数、緑色。これは区が予算措置をしているものということで表記しております。グラフから読み取れますとおり、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数や防犯カメラの設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がり、本年につきましても減少傾向が続いており、昨年を下回る見込みで推移しております。

犯罪減少の要因にはさまざまな要素がありますが、中でも地域の皆様による自主的な防犯パトロール活動や防犯カメラの設置が地域の治安回復に大きく寄与してきたものと認識していますので、区では、今後も引き続きこの2点に配慮しつつ、さまざまな施策を通じて、犯罪の減少につなげていきたいと考えております。

それでは、区が前回の協議会以降取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介をさせていただきます。

1点目は防犯カメラの設置促進でございます。区では従来から設置してきた街角防犯カメラを、昨年度まで294台設置していますが、本年も新たに12台新設するとともに、来年度以降も年間12台ずつ増設する方向で進めているところでございます。

また、26年度から設置している通学路防犯カメラについては、全ての公立小学校の通学路に5台ずつ設置され、205台になりましたが、本年度から2年間で89台増設することとなっております。防犯カメラの有用性については、区民に広く、一般にもツールの必要性は認識されているものと思いますが、区といたしましては、引き続き条例に基づきプライバシーとの調和を図りながら設置してまいりたいと考えております。また、本年9月には、区役所1階ロビーにおきまして、3警察署合同の防犯カメラ設置促進協力会と連携した杉並安全・安心展を開催し、防犯カメラの効用と安全管理についてご紹介したところでござい

ます。

2点目は、防犯自主団体への支援についてです。先ほど申し上げました、まちの安全・安心のかなめとなっている防犯自主団体に対する助成金交付制度については、来年度も引き続き実施していく予定です。今後も全ての団体に、無理のない範囲で活動いただき、お力添えをいただけるようお願いするとともに、区としても積極的に支援させていただきたいと思っております。

3点目は、安全パトロール隊による防犯活動です。現在は、2ページに記載の体制で、24時間、パトロールを実施しております。今年度も、小・中学校や幼稚園、保育園などにおける不審者侵入対応訓練を定期的に行うとともに、振り込め詐欺被害防止や自転車の盗難防止などを呼びかけるキャンペーンの実施、また合同パトロールなどに積極的に取り組むほか、個別の防犯講話等も実施しています。

4点目は、犯罪発生情報メールの配信についてです。犯罪発生状況については、区内3警察署から情報提供を受け、毎日メール配信しており、また子どもの安全にかかわる不審者情報については、子ども見守り情報としてその都度を配信しています。それぞれ、登録者数については、資料のとおりでございます。

5点目は、子どもの安全対策の強化についてです。子どもが被害者になる痛ましい事件が続いたことから、これまでの安全対策に加え、家庭や地域の皆様にも登下校時間帯などに散歩や買い物、また家の前に出るなど、子どもの見守りについて協力の呼びかけを行いました。

6点目は、特殊詐欺対策についてです。被害状況につきましては、お手元のグラフのとおり、残念ながら今年も多数被害が発生しています。10月末現在で、現在117件で、前年同期比マイナス28件となっておりますが、このほかにカードすりかえ詐欺盗というものがありまして、これが45件発生しており、最大の課題と捉えて対策に取り組んでいるところでございます。具体的には、3ページになりますが、1月に警察署及び防犯協会と共同して、振り込め詐欺根絶集会を開催いたしました。

また、設置を進めている自動通話録音機については、今年度1,000台購入しましたが、希望者多数のため急遽450台を追加購入し、設置促進を図っております。さらに、来年度については、1,550台購入する予定です。

そのほか、昨年、区役所に振り込め詐欺に関する24時間対応の電話相談窓口、振り込め詐欺被害^{ゼロ}ダイヤルを設置しましたが、現在まで1,400件を超える相談を受け付け、多数

の被害を未然に防止しています。また「広報すぎなみ」においては、実際に受けた相談の事例を、不定期ではありますが、4コマ漫画にして掲載したり、本年12月1日号では、特集として「その電話、詐欺かもしれません！」という題名で、カード預かり詐欺や還付金詐欺など、手口について注意を呼びかけました。

7点目は防犯カレンダーについてです。5ページにあります防犯カレンダーについては、阿佐ヶ谷美術専門学校の協力を得て、年度当初に学校で犯罪についての講義を実施した後、授業のカリキュラムに盛り込んでいただき、学生に製作していただいたものです。ごらんのカレンダーは、地域安全のつどいで参加者にお配りしたほか、各種イベントなどにおいても配布しております。

6ページ目に移りまして、10月の全国地域安全運動期間中に地域安全のつどいや区境合同パトロールを実施したところ、多数のご参加をいただきました。

以上で報告は終わりますが、区では今後も地域の方々、区内3警察署、防犯協会と一層連携して、防犯対策を推進し、犯罪のない、より安全で安心して暮らせる杉並区を目指してまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、今の報告に対して、何かご意見とかご質問などございましたら、よろしくお願ひします。

じゃあ、どうぞ。

○OG委員 振り込め詐欺に対しては、これ、東京都の全区の数字でいくと、下から、もう5番以内に入るわけですね。それから、1ページ目の犯罪の状況は、日本全国、犯罪はこうやって減っているわけです。杉並区だけが減っているということではないですね。東京都全体も減っていますので、もう戦後最低の14万件を切るような状況になっていますし、一番多かったのは平成14年の30万7,000件ということで、もう、これは、じゃあ行政が何をやったから減ったんだということとつながるわけではないと思いますし、振り込め詐欺の被害金額が、ここに書いてありますように3億7,800万も騙されているわけですよ。じゃあ、それに対して区はどういう方策をとるか。録音装置を百何十台とるとか、まあ、台数の少ないこと。蒲田、大田区では、1万台以上とっているわけですよ。被害がそんなに大きくもないのに。ね。それで、どうして今までの防犯対策に対して振り込め詐欺が減らないのかというのは、区では実証、何かをやってその結果減らないとかふえたとか、そ

ういうことの検証はやっているのでしょうか。私は、五、六年前から、この録音装置に対して3,000台とってくれとか、いろいろ要望しているんですが、一つも実現していないし。ね。相変わらず振り込め詐欺が杉並区民の中に蔓延しているわけですよ。じゃあ、どうやって減らすんだというアイデアと、今までした対策に対しての結果がどうなんだという検証をやられているのかどうか、その2点をお願いします。

○会長 はい。では、お答えください。

○地域安全担当課長 よろしいですか。

まず、自動通話録音機につきましては、東京都が最初に配付をしまして、それ以降杉並区のほうでも、年々台数をふやしながら購入してきて、それを皆さんに対応しているところです。今年度につきましては、昨年度、400台。それでもやや足りなくなってきたということで100台を追加購入しまして、今年度、最初、当初は昨年の2倍以上であります1,000台ということで、それを予算に入れ込んで配付していたところ、区では希望者に電話で予約をしていただきまして、その後、1台1台、今取りに来ていただく、もしくは設置できない方とか、おわかりにならない方については、区の安全パトロール隊がご自宅に行って設置するというので、台数についても、増大しているのは、他の区と比較すると、多いところもありますし、逆に少ないところもあるということですが、今のところ、希望された方につきましては全て予約をとりまして、現在ですと、在庫がありますので、すぐに取りに来ていただくようにということで、それも、1台1台、設置の際の取り付け方法について丁寧に説明をしまして、お家に戻って設置したときに、つけられないという方につきましては、再度、安全パトロール隊がご自宅まで行って取りつけるというふうに、丁寧な対応をしております。台数については、ほかの区で極端に多いところというのは6,300台という世田谷区の台数もございましたが、そういう点で言えば、やや少ないというご意見もございますが、必要な方、必要だと言われる方につきましては、今のところ対応しているという状況でございます。

次に、犯罪発生ですかね。犯罪発生状況については、まず、区の振り込め詐欺の件数について、どんどんほかにもいろんな対策をして、区でも取り組みとして平成30年の6月に24時間体制の振り込め詐欺の電話相談窓口、これを、やっているのは多分全国で杉並区だけだと思いますが、これを開設しまして、現在まで1,400件を超える電話相談を受けております。皆さんの中には、実際に金融機関まで行ってしまった後、そこで最後に区に確認しようということで電話された方。そういう、直前で食い止められた場合ですとか、あと、

還付金等の電話がかかってきたけど果たして本当なのだろうかということで、区のこの相談ダイヤルに電話をされて、それで区のほうでこれは詐欺だということで判明して、被害を免れたというような状況もございます。

区として、いろいろなそういう取り組みの中で、ほかではやっていないというのはそういうところなんですけど、あとは、警察と防犯協会の皆さんと協力して、各種イベント等にそれぞれ防犯に関する情報ですとか防犯グッズの配布ですとか、そういうもので、現在まで対応してきたところでございます。

○会長 はい。ありがとうございます。いいですか。

○G委員 まあ、余り私1人で言うと、時間がなくなっちゃうから。

○会長 必要な方、必要だと言われた方には配付しているとおっしゃっていますけれども、必要だと思っている人は意識があるんですよね、多分。なので、もうちょっとそういうところをアピールして、必要だという人はそれを防ぎたいと思っているから、意識があるから防げるのかもしれない。そうじゃない人たちに対しても、もっとアピールして、そういう設置を促すとか、そういう対策もしていただけるといいのかなと思います。

振り込め詐欺、警察のほうはどうですか。振り込め詐欺に関して、何かちょっと、ありましたら。

○A委員 警察として、代表して言わせていただきますけれども、今年10月から、犯人がかけてくる電話というのは固定電話と言われて、大体〇〇とかそういうのから始まる電話になるんですけれども、今まで警察庁と総務省のほうでいろいろ協議して、固定電話、そういう固定電話には与えないようにしようということで、警察は今までそういうアポ電で使ってきた電話とかは、遮断措置というのはやっていたんです。ただ、犯人側は、遮断措置をやられると、また次の新しい電話、これ、イタチごっこで、ずっとなっていたんですけれども、本年の10月からそういう遮断措置をやられた事業者に対してはもう電話番号を与えないというところが、総務省と警察庁のほうで協議してできましたので、今、杉並3警察署は、それが多分一番有効なんじゃないかというところで、3警察署合同で一生懸命その仮設電話を、要は増設しようとしている業者を潰すべく、いろいろ計画等を実施しているような状況で、10月、11月と、3警察署とも警視庁でトップクラスのほうですね、警告件数を実施しておりますので、これを続けていくと、犯行ツールというんですけれども、この犯行ツール対策を実施していくことによって、犯人たちもだんだん、する電話がなくなってきてしまうので、とても有効なんじゃないかなと今考えているところでございます。

○会長 はい。ありがとうございます。警察のほうは、犯人を追い詰めるほうで、区のほうは守るほう、区民を守る側ということで、よろしく願います。よろしいでしょうか。

○Q委員 その件じゃなくて、最近、子どもに対するDVだとか連れ去りだとか、そういう事件が日本各地で発生しておりますし、できれば教育委員会が、小学校、中学校の生徒に対して、スマホの使い方または持たせ方ということを徹底的にやっていただかないと、私もSNSを検索してみました、もう、ひどい状態ですね。あれであれば、子どもたちはお金欲しさで、すぐそれにひっかかってしまうわけですね。ですから、例えばスマホは持たせないのが一番理想的ですが、持たせた場合には、1週間に1回、親が必ずチェックするよという条件を付して子どもに持たせるというような働きかけを、やはり教育委員会を通じてやっていただけると、ますますこの問題は将来的に重大な問題になると思うんですね。ですから、ぜひともその辺の対策も考えていただければと思います。

○会長 はい。

区のほうで何かありますか。

○環境部長 すみません。きょうはちょっと教育の所管の者が出ておりませんので、私のほうからお答えさせていただきます。

学校でもやはりこの問題というのは結構重く受けとめておまして、授業の一環等でもいろいろ啓発活動はさせていただいているところなんですけれども、この、持たせない、チェックする。こちらはなかなか全ての保護者の方に強制というのは難しいと思いますけれども、本日こういうご意見もあったので、それをどういうふうにしていくかは、教育のほうでも考えていただきたいと、お伝えさせていただきたいと思います。

○会長 はい。どうぞ。

○Q委員 すみません。振り込め詐欺の話で、ちょっとまた戻るんですが、ちょっと2点、質問、ないし、問題提起がありまして。

1点目なんですが、さっきの固定電話に要は録音機器を設置するという話なんですが、どうしてもやはり問題意識がある方に限定されてしまいますので、実際、被害が大きい、そういう、ちょっと、そういうふうな問題意識が余りない方に向けてのこのアプローチって、実際に、じゃあ関心ある方のご高齢の方がどれくらいいらっしゃるって、関心の薄い方がどれくらいなのかという、その母数のやはり把握というところから入るのかなというのがまず1点と。

で、その方に向けて、実際に、私も何でこれを言うかという、ことしの初め2回ぐら
いやはり警察の方から電話があつて、この地域にちょっと今、振り込め詐欺の電話がかか
っていますよというのが、2回、電話をとって、あつてですね。というか、やっぱり電話
で一々やっていると、やっぱり警察の方もそこで労力が非常にかかつて、効率が余りよく
ないと思うんですよね。だから、やっぱりある程度、母数なりターゲットを絞って、そう
いう方に、要は固定電話に設置する装置等の説明をして、そういうので関心を持ってもら
うとか、やはりもう一段踏み込んだアプローチというのが要るのではないかなと思うので
すが、ちょっとその辺のお考えをお伺いします。

で、もう1点なんです、さっきA委員のほうからお話がありました、国外のほうである
程度電話のほうを断ち切るというお話も、これも一つの方法ではあるんですが、この前捕
まった案件が、やっぱり海外から実際に電話が、特殊詐欺等の電話があるということで、
やっぱり海外のほうを取り締まるすべというのはどうなのかなという、ちょっとその2点
を、まず、ちょっとお伺いしたいと思います。

○地域安全担当課長 それでは、すみません。まず、関心の薄い方とそういう方々にも周
知してということでしたので、それにつきましては、やはり区報とか、あと高齢者の手引
きとか、あと、いろいろな、高齢者に対する——高齢者ばかりを言って申しわけないの
ですが、高齢者に対する通知の封筒とか、そういうところにも、そういう取り組みというこ
とで、今後もしていきたいと。そういうお知らせをですね。それを見ないとなってしまう
と、もうどんどん深く入り込んでいかないと、やはり、説明というか、そういう組み
みが伝わらないというところがございますので、そういうところを、区の、各、そういう主
管課ですかね、そういうところと協力しながら、そういう方々にも、ぜひ、自動通話録音
機を設置したいという気持ちにさせていただくというふうに取り組んでいきたいというふ
うに考えております。

○A委員 海外の関係は、私たちの認知しているところではないんですけれども、警察庁
とICPOとか、あとは犯罪引き渡し条約とかそういうのが、やっぱり条約が締結されて
いない国とは情報提供もできませんので、外交的な問題もあるのかなと思いますが、警察
庁のほうから、やっぱり、最近フィリピンで捕まったとか中国で捕まったとか、いろいろ
あるので、いろいろそういうような情報提供はいただいているものと思っておりますが、
余りにもちょっと大き過ぎるので、警察署の、我々、一課長レベルではちょっとわからな
いのかなというので、お答えは、一応、そのようなお答えになりますけれども。

○Q委員 はい。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、次の議題に進みたいと思います。

では、次は、路上喫煙対策についてですね。では、報告のほうをよろしくお願いします。

○環境課長 私から、路上喫煙対策についてご説明させていただきます。資料2のほうをごらんください。失礼ですが、着座にて失礼いたします。

杉並区の生活安全及び環境美化に関する条例に基づく喫煙マナーの指導状況などについてご報告いたします。喫煙マナーとルールの徹底につきましては、路上喫煙防止指導員及び区の委託業者、事業者であります警備会社による指導などを実施しているところでございます。

まず指導実績でございますが、平成27年度から30年度までをお示ししてございまして、年度を追うごとに減少してございます。地区別に見ましても、おおむね減少している状況でございます。

次に、歩きたばこの調査でございますが、実態調査を記載の駅で行いまして、27年度から30年度の調査結果を掲げてございます。あわせて、吸い殻の調査もしてございまして、吸い殻がどのぐらい路上に捨てられているかの調査結果につきまして、記載のとおりでございます。

裏面に参りまして、このようなデータを踏まえまして、最近の傾向などにつきましては、喫煙マナーに関しましては、指導実績や歩きたばこ、吸い殻のポイ捨ての数は減少あるいは横ばいなどで推移してございますが、駅周辺の裏通りなどでの歩きたばこなどに関する要望は、まだまだ一定程度ございます。そのため、今後も駅周辺での巡回指導の際には、裏通りなどでの常習的な違反への対応についても、巡回指導の要員を、苦情・要望の多い地点にタイミングよく重点的に配置するなど、工夫しながら効果的な指導を行ってまいります。

2点目の屋外の喫煙場所についてでございますが、来年、改正健康増進法及び東京都の受動喫煙防止条例が全面施行となり、屋内での受動喫煙対策が強化されますことから、屋外での喫煙の増加が予想されるところです。屋外の喫煙は規制の対象ではございませんけれども、喫煙所から漏れる煙ですとか、私有地での喫煙など、受動喫煙に対する要望は増加傾向にございます。今後、区といたしましては、既存の駅前喫煙所にパーテーションを設置するなど、そういった改修などに取り組みまして、喫煙者及び非喫煙者の双方に配慮

した分煙化の徹底を目指してまいります。

なお、荻窪駅北口の喫煙所に関しましては、以前青梅街道の歩道上に設置してございましたが、歩道の幅が狭くパーテーション設置が難しかったことから、本年6月に撤去いたしました。撤去に際しましては、本協議会の会長に事前にご相談させていただきまして、会長のご意見も踏まえまして、撤去の運びとさせていただきます。皆様には事後報告となってしまう大変恐縮でございますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に路上禁煙地区の指定についてでございます。現在、JR駅周辺など6地区を路上禁煙地区に指定いたしまして、巡回指導などを行い、喫煙ルールの浸透やマナーの向上に努めてございます。この路上禁煙地区に関しましては、条例により毎年見直しをすることになってございますが、現在の6地区につきましては、通行者数もまだまだ多くて、歩きタバコなども非常に危険な状態は変わってございませんので、来年度も引き続き路上禁煙地区として指定を行いたいと考えてございます。今後、先ほども申し上げました改正健康増進法や都条例の全面施行の後には、屋外での喫煙状況などが変わってくることも考えられますので、その場合には、状況を踏まえまして、見直しについて、皆様からご意見等いただきたいと存じます。

なお、先ほど荻窪駅北口の喫煙所廃止のところをご報告させていただきましたが、荻窪駅を出たところの、案内図の中に、まだ北口の喫煙所が表示されているところが1点ございまして、申しわけございません。そこにつきましては、私ども早急に、看板のほうを修理してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私からの報告は、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、ただいまの報告について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○Q委員 これ、たびたびで申しわけないんですけども、この指導件数で、29年度、30年度比較で、高円寺、阿佐谷というのは、これは逆に、高円寺が若干減って、阿佐谷が指導件数はふえているわけですね。あと、吸い殻の本数調査も、高円寺がふえていたりとか荻窪がふえていたりとかで、これ、多分、環境課のほうだと思うんですけども、要は、杉並区って人口が約55万いて、常に単身世帯とアパートの世帯で人口が増減しているわけですね。これ、要は、新しく越してきた方に、今まで多分環境課のほうで宅建協会を通じて、ごみ捨てるのルールとかをちゃんと、新しく入ってくる区民の方にちゃんとそういうのを周知するという話もあるんですけども、こういう路上での喫煙もだめだよという話

もやはりそこはあわせて、宅建協会さんのほうに通じて、新しく入居する方にやはりこういうのはあらかじめ周知していただくというふうにしないと、やはりこうやって常に引っ越しが相次いでいる地域に関しては、いつまでも減らないか、場合によってはふえてしまうというふうになるかと思うのですけども、その辺のちょっとお考えをお伺いします。

○環境課長 環境課長です。現在、杉並区の喫煙ルールといったリーフレットに路上禁煙地区のことを書いてございます。こういったリーフレットを、日本語版と外国語版2種類を作成して転入者の方が転入届される際に相手に合わせてお渡しして、ご案内しているところでございます。

宅建協会などを通じた周知に関しましては、今後、どのようにご協力をお願いできるかなど、少し研究させていただきたいと思います。

○Q委員 何でその話をしたかという、一応ごみとたばこというのは同じ部署の管理なのと、私も過去にこの話って何度か、この協議会と、過去に環境清掃審議会の委員のときにお話し差し上げているところで、やっぱりごみのときも、一応、宅建協会の協力を得てやっているの、たばこもあわせてしたほうが、より訴求度は上がるのではないかと。

まあ、住民登録のときのお話も、それも一つの対策ではあるんですけども、やっぱりそのときに結構情報がいっぱいあって、余り届いていないケースもあるので、やっぱりそこは、何というんでしょうか、そういう不動産屋さんするときにもあったほうがいいのではないかとというふうな考えなので、ちょっとその辺のお考えをお伺いします。

○環境課長 確かに、委員おっしゃるとおり、その情報提供もとても重要かと思っておりますので、宅建協会さんへの協力に関しましては、この後、引き続き、研究をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○Q委員 きょうのところは、はい、わかりました。はい。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかに何か。どうぞ。

○R委員 ちょっとホットなニュースをお知らせします。

私、月に2回、何というのですか、児童のサポートをやっていて、保育園に子どもさんを月に2回だけお連れしているんですけど、どういう団体の方なのか、同じベストを着た方が路上のたばこを回収されているというのか、かなり大勢の方なんですけど。それを見た坊やが「あれは何をされてるの？」と聞くので、「たばこをポイ捨てしているのを、あのおじさんやおばさんが拾っておられるのよ」と言ったら、その方たちを見て、すかさず、

「おじいちゃん、おばあちゃんありがとう」とお礼を言いました。それは、言えと言ったわけでもありませんし、その子が感じたことだと思うんですが。遠大な計画かもわかりませんが、そういう小さなお子さんから少しずつ、そういうことはしちゃいけないということを、ああいう方たちの実行動を見ると、学習するんじゃないかなと思って、「あなた、いいことを言ったね」ということで、その場では褒めてあげましたけど、そういういろんな対策も必要かもしれませんが、水がしみるように、少しずつ実体験で学ばせるということも大事な事かなということを感じました。

失礼いたしました。

○会長 はい。ありがとうございます。多分、今おっしゃった話というのは、多分誰もできないんですよ。区役所は何をやれと言ってもできないし、やはり地域の人たちが子どもを育てるという視点で協力していく。そういう地域の人たちの姿を見て、子どもが育っていくという。そこら辺というのは非常に大事な事じゃないかと思います。ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○環境課長 ありがとうございます。今、多分おっしゃっていただいたのは、月1回実施しています清掃キャンペーンのことかと思われまます。区内たばこ商の方々やJTさん、区職員も一緒にポイ捨てを拾い、喫煙ルールの啓発を行っている清掃キャンペーンのことかと思われまして、皆様の取組みに感謝申し上げます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

この路上喫煙対策、指導実績、人数が、結構、高円寺、阿佐谷、荻窪あるいは上井草とか、非常に人数の差が大きいんですけれども、なかなか、これ、統計的に言えば、何人そこにおいて、そのうち喫煙者がどのぐらいで、その中で喫煙、たばこを吸いたいけど我慢している人、吸っちゃった人とかね。そこら辺がなかなか、表面的な数字を見ると、かなり差がありますけれども、多分そこはなかなか分析できないんですけれども、指導件数が減ってくるということはいいいことじゃないかと思います。ただ、地域差というのは、もしかしたらその周辺にいる人々が多いか少ないかとか、たばこを吸っている人が多いか少ないかによって、左右されるんじゃないかと思います。

ちなみに私はヘビースモーカーなので。はい。この間、荻窪駅の北口に行って、ちょっ

と用事があつて、行ったときに、あ、喫煙所があつたなと思つて行ったら、あれっ、なかつた。あ、そういえば、何か、前に電話がかかつてきて、荻窪駅北口は撤去と。ああ、そうですねと思つて、まあ自分が言ったからですけれども。

そんなこともありますけれども、たばこ吸う側も、やっぱり、もっともっと、しっかり意識をしていかなきゃいけないなと思つております。はい。失礼しました。

はい。では、路上喫煙対策、よろしいでしょうか。何かありますか。

○副会長 いや、特にございません。

（ なし ）

○会長 はい。

では、続きまして、資源持ち去り対策のほうに入っていきたいと思つています。

では、報告をよろしくお願ひします。

○杉並清掃事務所長 杉並清掃事務所、改めまして土田です。よろしくお願ひします。資源持ち去り対策の実績について報告を申し上げます。座つて説明させていただきます。お手元の資料3番になりまして、そちらに基づいてご説明申し上げます。

まず初めに、持ち去り、いわゆる違反行為ですけれども、その者に対しての刑事告発等の実績でございますが、記載のとおり、今年度につきましては禁止警告書の交付件数は0件、禁止命令書の交付1件となっております。こちらは6月に行いました。告発件数及び氏名等の候補者につきましては、0件となっております。記載にありますとおり、27年度からずっとごらんいただきますと、その数は減少傾向にございまして、30年度につきましては氏名等の公表が6名ございましたけれども、今年度につきましては、今現在、0名となっております。

また、日々のパトロールの状況ですけれども、こちらにつきましては、区内全域、ごみ資源の回収のある日ということで、日曜日と年末年始を除く毎日、早朝6時半から10時の間、軽車両、いわゆる青色のライトのついているパトカーを使いまして、警備会社の警備員2名が乗りまして、区内全域を毎日回つてございます。

また、あわせて、週1回ですけれども、我々、区の職員、主に清掃事務所の職員が同乗しまして、その場で持ち去り行為を目撃した場合につきましては、禁止命令等を行つてございます。

現状ですけれども、昨年、私、こちらでご報告したのが、違反している者がどれくらいいるかということで、十数名というふうに申し上げたんですけれども、今年度についまし

では9名ということで確認をしております。また、日々、常時いる者ということで、大体4名から5名程度、もう固定の者が区内を回っているということを確認してございます。人数は減少しているんですけども、どうしても、もう本当に、もう何度注意を受けても、もしくは罰金を受けても、その行為はもうやめないという状況になってございます。

また、現在、パトカーによるパトロールをしておりますけれども、相手も、もうこちらのことも十分わかっておりますし、逆に我々も相手のことをよく知っているということで、かなりもう、警戒されていまして、パトカーを見るとすぐに逃げてしまうですとか、持ち去り行為を行わない。ただ車を走らせているというような状況になってございます。

今後につきましては、そういったパトロールの方法をちょっと見直しまして、いわゆる、わからないようにというのもあるんです、まあ、覆面というのはいかがなものかと思えますけれども、区の職員が集中的に、通報の多い場所を、いわゆるパトカーではなく、普通の乗用車で回っていくのが相手に知られないかなというところで、やっぴいこうというふうに現在考えてございます。

また、あわせて、持ち去り行為はどうしても早朝に行われますので、区の、実際、収集は8時から行っておりますけれども、それより前に、早く、区の正式に委託している事業者には資源の回収に回ってもらったりですとか、あと、当然、自治会さん、町会さんのご協力をいただきながら、集団回収を進めていただくようにということで、できるだけ古紙の持ち去りが減るようにということで、対策を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、このことに対して、何かご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○G委員 はい。以前GPSを前に、中に入れて調査をしたということがありますが、その辺はやられてはいないんですか、最近は。

○杉並清掃事務所長 はい。GPSは以前行っていたんですけども、今現在は行っておりませんで、以前やったときも、GPSを装置して、どこの事業者を持ち込まれたかというのを確認するのを目的に行ったんですけども、小さいもので、途中で破壊されたりとかということもございました。で、事業者さんに入ったところが確認が仮にできたとしても、そこできちんと対応がなかなか難しいという、受け入れる側との対応という

のもちよっといろいろ問題がございまして、GPSでのそういった対策というのは、今現在は行っていないというのが実情でございます。

○G委員 いや、もう、なあなあになっちゃって、特定の人がわかっているんだったら、それこそGPSのほうが効果があるんじゃないですかと思ったんです。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかに何か。

○副会長 特にありません。

○会長 よろしいですか。

これ、ちょっと私から。これ、資源を持ち去られると、被害額ってどのぐらいなんですか。

○杉並清掃事務所長 正確な金額というのは、算出することはできないんですけども、通常、大体、2トン車のトラックで回ってございますので、2トン車が例えば9名だとか5名だとかというのが1日に巡回しているというふうに考えますと、単純に310日、いわゆるごみの収集日がありますので、そこから掛け算をして、今、古紙の売却の金額というのが、ちょっと下落傾向にはあるんですけども、大体9円とか8円とかぐらいになりますので、もし単純計算で9人が毎日2トン車で回って、それを丸ごと回収しているということを考えますと、1台当たり大体2万円ぐらいになりまして、年間で5,000万とか、それぐらいの金額になろうかと。まあ、単純計算ですけども。はい。

○会長 そうすると、区が回収すれば、区も古紙を売るわけですよね。

○杉並清掃事務所長 はい。

○会長 そうすると、区の収入として、それだけ損害になっているという、そんなイメージなんですか。

○杉並清掃事務所長 単純に。

○会長 単純に、単純に考えると。

○杉並清掃事務所長 はい。そうですね。ただ、一方で、やはり、回収するためのそれこそ車両を借り上げたりとか、人件費というのもございますので、丸ごとそれが、金額が持ち去られなかったことによって、丸ごと区の歳入に戻ってくるかという、そこまではちょっと言い切れないところは。

○会長 そうですね。まあ、どのぐらい損害があって、それに対してそれを防ぐためにどのぐらい人件費がかかっているとかね。そこら辺がちょっと微妙なところなのかなと。

例えば5,000万の被害に対して5,000万かけて防ごうというのも、それも、まあ持ち去り対策はそれはそれなりに犯罪ではあるけれども、5,000万を守るために5,000万かけるというのも、ちょっと、それは税金としてはどうなのかなという感じはするので、そこら辺も、被害額とかそこら辺も、コストとかも考えて。対策するなど言っているわけじゃないんですけれども、そういうところも踏まえてやっていただけると、よろしいのかなと思います。

○杉並清掃事務所長 よろしいですか。今現在、パトロールは民間の警備会社のほうにお願いをしておりますけれども、今年度につきましては、パトロールを委託している予算がおおよそ900万円程度ということになってございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

何か、本件に関して、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○会長 はい。

では、続きまして、警察のほうから、区内3警察署の年末・年始の防犯対策について、よろしく願いいたします。

○A委員 それでは、座ったまま失礼させていただきます。一応3警察署でございますので、全体的なところを私が説明させていただいて、各警察署でやるのがやっぱりちょっと違うものですから、おのおのの課長に説明させていただきたいと思います。

全体的なところといたしましては、昨日現在の指定重点犯罪認知状況ということで、まだ、これ、手集計なんですけれども、区全体で、3警察署で、強盗に関しては8件認知しております。ひったくりに関しては6件。侵入窃盗に関しては113件。自動車盗が6件ですね。性犯罪が17件です。これ、特殊詐欺に関連する詐欺盗も含まれますが、これが184件になっております。子どもに対する犯罪が0件ということになっております。一応、指定重点犯罪と言われる、警視庁が重点を置いている7罪種の件数になります。

これ、お聞きしておわかりのとおり、特殊詐欺に関しては去年とほとんど変わっていないという、まあ、詐欺盗というところが変わってはいるんですけれども、発生件数自体は昨年と同様の件数でございます。それでも、うちの区内3警察署では、特殊詐欺の犯人は、合計で34名検挙しております。検挙件数など、1人の者が5件、10件やっているということもございますので、ちょっとまだ正確な数値は出ておりませんが、3警察署とも検挙しているような状況になります。

ここからは杉並警察署になりますが、杉並警察署の年末年始の防犯対策ということです

が、一応警視庁全体で、12月20日、あしたから1月3日までの間、年末年始特別警戒という体制を組みまして、地域警察官や刑事、生活安全課員等を、無事に年末年始を過ごせるように、特別警戒を実施していく予定でございます。一応、防犯協会の協力も得て、当初では、12月27日の御用納めの日が終わった後、署長、副署長と私と、あと後防犯協会の会長、副会長と各町会や自主団体で幕舎を建てられるんですけども、その幕舎回り等をして、地域の住民の方にもご協力をいただくというような体制をとっております。

以上になります。

OB委員 すみません。高井戸警察署です。着座して失礼いたします。すみません、ちょっとマイクの調子が悪いので、そのまま地声で説明させていただきます。

高井戸警察署については、署の、全体の、杉並区全体というのはA課長がお話ししたとおりで、高井戸警察署自体の特徴としては、やはり盛り場とか、大きな繁華街というのを持っていないので、切った張ったとか、傷害とか強盗とか、そういうのは非常に少ないです。ただ、住宅街が非常に多いので、特殊詐欺の被害が3署の中でも突出して多く発生しております。ことしだと81件発生しております、昨年比プラスになっております。昨年67件だったので、ことし81件ということで、大きくプラスしているような状況です。なので、特殊詐欺について、かなり力を入れてやっております。12月、年末についても、やはり昨年も多く発生しているので、今年についても、31日まで手を抜かず、特殊詐欺対策を強力に推進していく予定です。

あと、もう一点が、新潟の女児殺害、女子の殺傷事件や、登戸の、通学のバスを待っているときに子どもがたくさん殺傷された事件なんかを受けて、高井戸管内もかなり多く、小学校、幼稚園等があるので、朝夕の通学時間帯、帰宅時間帯における子どもの安全対策ということで、地域警察官だけではなくて、内勤の警察官なんかも、きちんと配置等を決めて、巡回、警戒を、見守り活動をちょっとやってみました。これについては、別に今年で終わるというわけではないので、来年も引き続き特殊詐欺の関係と、あと子どもの通学路の安全対策については、力を入れてやっていきたいと思っております。

で、年末年始の特別警戒についてなんですけれども、高井戸警察署のほうも、私、来る前からずっと、例年、12月29日、30日で、署長以下、あと防犯協会は会長以下で、激励巡視をしているということなので、ことしも引き続きそういうような形で、年末に地域で頑張っている方に対して、御礼と激励を、署長以下、ちょっと係長以下で回りたいと考えております。

以上です。

○C委員 荻窪警察署です。当署の年末年始の防犯対策に関しましては、一応、警視庁全体としては20日から来年3日までという期間を特別警戒としておりますが、年末、誰しもがいい正月を迎えたいと。犯罪者もそれは同じみたいで、犯罪が増加傾向にあるので、当署にあつては、12月頭から、当署で多い特殊詐欺のうち、還付金詐欺が4割以上を占めているんですけども、この対策をとっております。管内のATM、無人ATMで被害が多かった箇所、7カ所に毎日警察官が張りついて、お年寄りが来ないか、お年寄りが来たときに携帯電話で話しながら操作しないかと、そういった方が来たときに振り込む前にとめられるように、管内のATM7カ所に警察官を張りつけて、警戒に当たっているところで。年末まで、これは続ける予定です。そのせいもあつてか、今月に入つては、還付金詐欺の被害は、当署管内ではございません。

そのほかに、あすから特別警戒の期間中は、いわゆる休みの地域警察官ですね、本来休みなんですけれども、特別警戒の期間なので休みを返上して出てきてくださいねといった警察官と、あと私服の警察官がまちなかに出まして、金融機関やコンビニもしくは繁華街等をパトロールするなんていうことも、明日からは行います。

また、子どもの見回りということですけども、当署管内におきましては、私、生活安全課長ですけども、生活安全課員が毎日2名1台で、朝の通学時間帯、帰りの下校時間帯の、小学校を中心とした見守り活動は、毎日、平日は行っているところです。これも引き続き続けていくところであります。

荻窪署の対策は以上になります。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、ただいまの警察のほうからの報告について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○Q委員 振り込め詐欺の話はちょっと毎年させていただいているんですけども、今も、これはやっぱり3警察署で、時々電話とか訪問とかをして、高齢者の方にそういう注意を促したりとかは、まだやっているんでしょうかね。

○A委員 うちのほうは、一応、犯罪抑止アドバイザーという女性の人が、高齢者を回ったり、あと、アポ電とか、電話がかかってきた人です。

あとは、うちはちょっとリストというものが犯罪者から押収した架電リストというものしか警察にはないものでございますから、その人たちで何回も電話がかかってきている人

に対しては、そういう訪問活動は実施している。うちは実施しておりますが、みんな多分同じ……

○B委員 同じです。そうですね。

で、今、架電作戦って、実際に被害に遭いそうな、そういうリストに入っている女性に、高齢者に対する電話の注意喚起というのは、本部で業者委託して、すごい人数の方が毎日毎日そういう、発生している場所の地域の名簿を見て電話をしているというので、何かあった場合にはそういうところに連絡して、例えば方南地区にちょっと電話をお願いしますということで、依頼をしたりしています。

○C委員 荻窪署も同じです。

○Q委員 一応私も、さっき話をしたんですが、2回目はやはり電話をとって、そういう、この地域で今多いよという話があるんですけど、やっぱり、かなり、電話にしても訪問にしても、かなり労力がかかるので。

2点あって、さっきも会長がおっしゃっていたんですけども、警察署のほうは、いわゆる取り締まるほう、捕まえるほう、矛の役割で、行政のほうは守るほう、盾の役割を果たすという、やっぱりその辺を、これから、要望ではないですが、その辺の役割分担を強めていただきたいのかなというのがまず1点と。

もう一点は、この生活安全協議会の委員の再任のときにもちょっと小論文で書いたんですが、やっぱり、荒川区がやっている事例ではあるんですけども、防災無線を使っただけの注意喚起というのはそろそろ実際進めてもいいのかなというのがあってですね。実際、かなり、いきなり防災無線でやるとびっくりするとか苦情が来るという、そういうおっかなびっくりのほうの考えが多分、先に回っちゃうと思うんですけども、やっぱりそういう防災無線を使っただけの喚起というのは、かなり強い決意で臨んでいるぞという、そういう意識づけもありますし、犯罪を行っているそういう集団とかにも、やはり抑止効果というのは結構あるのかなというのは思っています。

ちょっとその辺、実際、防災無線を使うというのは、過去に、杉並区では防災無線をジャックされて、1回、何というんですかね、誹謗中傷する放送が流れた経緯があって、非常に防災無線に使う意識というのはかなり慎重というか、臆病になっているような印象がやっぱりかなり強いので、ちょっとその辺もこれから検討していただければと思います。

○地域安全担当課長 そうですね。まず防災無線なんですけど、実際に特定の犯罪という

か凶悪事件、今まさに刃物を持ってこの辺にいるとか、そういうものについては、その都度検討して、放送する予定はしております。ただし、通常の、例えば特殊詐欺に注意しましょうとか、そういうものを防災無線で流しますと、防災無線って、やはり緊急の際、もう本当に皆さんにお知らせするということをもって使っているものということで、非常にそういう、当たりさわりのない、注意しましょうとか、この辺でちょっと最近多く電話がかかっていますというのを実際にお伝えしようとする、それが全部伝わらないんですね、防災無線では。例えば音量が小さいですとか、大きくすれば今度はうるさいとか、そういうこともありますので、そういうバランスもとりながら、防災無線については慎重に、ということで、今のところ、凶悪事件等が発生した際にはそういう対応をとっていきたいというふうに考えております。

○Q委員　じゃあ、例えばこの地域で振り込め詐欺がふえていますよという場合に、効率的にやる方法って、多分今、安全パトロールの車がメガホンでやったりとかしているんですけど、ほかには、じゃあ、終わりということなんでしょうか。

○地域安全担当課長　まず、警察や安全パトロール隊が実際に放送するときというのは、警察からの協力に基づいて、こちら警察も当然やっているというところに、応援で地域の安全パトロール隊が入って、放送しています。それについては、ゆっくりの速度で、その特定の場所にお伝えするような形で放送もしくはアナウンスですね、そういう形でしております、それ以外にというと、やはり家の中に、一軒一軒に確かに伝えるというのは難しいというところもありますので、現在のところは、安全パトロール隊のアナウンスですとか、あとはこの地区で昨日こんな被害があったという安全の、犯罪発生メールですね。これで、昨日ここで、この地区で被害が発生しているとか、というのをお伝えしているということをしております。

○Q委員　ただ、メールは、重々理解しているのですけれども、メールだと、やっぱりどうしても読んでいない方とか、そこまでの意識づけのない方に届くというのは難しいと思うので、その方策というのはやっぱりこれからの課題かと思うんですけれども、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○地域安全担当課長　そうですね。現在のところと、一軒一軒の中にいる方にお伝えするというのはやはり、情報というのは非常に難しく、自分で見に行くという方もいらっしゃいますよね。その情報をとりに行くという方で、とりに行かない方にも例えばお伝えするというのが、今の放送ですとか防災無線の放送になるのかなと思うんですけど、そう

いうところについては、やはり、通常の生活もございますので、今のところは、警察の協力を基づいて、メール配信も警察からの情報をいただいて、この発生がありますとか、1カ月に安全パトロール隊で統計をとったりして、その数値をお伝えするために安全パトロール隊通信というので、裏面にこの地区でこんな犯罪が先月何件あったというようなお知らせをしているというところで、皆さんにご理解いただきたいと思います。

○Q委員 きょうのところは、ちょっとお話をお承りしますけれども、ちょっと今後の検討課題ということで、また、これからもいろいろ見させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○会長 はい。ありがとうございました。

はい。どうぞ。

○R委員 私もたびたびすみません。嫁が実際に振り込め詐欺に遭って、被害を受けました。嫁の母も振り込め詐欺の電話が来たんですが、ちょっと不便なところに住んでいるので、銀行の振り込みの時間に間に合わなかったということで、未遂に終わったんですが、その嫁が詐欺にあったとき、警察署に出向いたとき、小さな子どもがいました。孫がいましたので連れに行きましたときに、警察官の方から「あなたのような人が一番詐欺に遭いやすいんですよ」と言われたので、「いや、私じゃないんです」とは言ったんですが、還付金詐欺というのは、どうも、私たちの年代は欲があるのか、税金も払っていないのに返ってくるわけじゃないというのは、冷静に考えたらそうなんだよねと、みんなで話しているんですが、還付金詐欺に遭う年代というのか、傾向というのが教えていただけるとしたら、どういうことなのかということをお教えいただきたいのと。

それから、今これを見て思ったのですが、振り込め詐欺の^{ゼロ}0ダイヤルというのは、これはなかなかいいパンフレットだなと思ったんですけれども、これを個々のお家の電話のところに張るように、シールにさせていただくというようなことはないのでしょうか。振り込め詐欺の電話がかかってきたときに、ちょっとそれが目に入るだけで、あっ、と思ったりする。そういう電話がかかってきたら、多分、前のめりになって、パニック状態になると思うんですけど、こういうものが目の前に張ってあると多少の抑止力になるんじゃないかなというのを、これを見て、なかなかすてきなパンフレットだなと思ったんですが。よろしくお願いします。

○A委員 一応、還付金詐欺については、傾向といたしましては、やはりご高齢者がほとんどになります。というのは、やっぱり、65歳以上の高齢者で病院に行っていない方とい

うほうが珍しいということですね。で、犯人からの電話というのも大体決まっています、やっぱり医療費の還付金とか、そういうのもあるんですけども、「今日中に手続きしてください」と言うんですね。「今日中にお近くのATMで手続きすれば戻りますよ」と。それも2万四、五千円です。2万四、五千円で、別に100万戻ってくるとか、そういうのがないので、あ、2万円ぐらいだったら私も病院に行っていたから、戻ってくるのかな、と。それで、「今日中にATMのほうに行っていただければ、手続きの方法も教えますし」ということで、すごい親切な犯人なんですね。それにころっとだまされてしまうというのが、今の還付金の特徴でございます。

なぜ、そこで気づかないのかということ、犯人も1回切るとばれてしまうということで、切らせないようにして、で、ATMを指定するまで、要は犯人側もわかっています。例えば東高円寺のところに三井住友の無人ATMがあるというのも全部わかっていて、それで指定してくるんですね。非常に巧妙なもので、要は、例えば自分が持っているカードがみずほ銀行のカードだと言ったら、みずほ銀行の無人ATMはどこだというのがわかっていて、そこの一番近くの無人ATMに犯人は誘導するという感じになります。やっぱり無人ATMで、着いたらこの携帯電話に電話してねということで電話して、やっぱり携帯電話を片手にATMを操作するというのが、非常に被害者はもう、ほとんどそれでございますので、うちのほうもいろいろ、ATM、無人ATM周辺に電波が通らないようなのと、一応、銀行側とかにはお願いしてはいるんですけども、なかなか費用がかかるものでございますので、なかなか厳しいような状況になります。

あと、このダイヤルに関しては、区のほうで進めているものでございまして、あと、先ほどあった防災無線の関係なんですけども、杉並区は非常に厳しいというところで、まあ、やったとしてもなかなか効果があらわれないというところで、やはり区と協議して、その点もおとしぐらいから協議して、うちのほうで集中的にアポ電の110番が入った場合には、例えば阿佐谷北地区にアポ電が今入っていますよといったら、杉並警察署、それぞれの警察署で、警察官をそこに全部投入するんですね。パトカー、覆面車両とか、白バイ。白バイも投入します、場合によっては。そのほうが、一応、防災無線よりは効果があるんじゃないかと。一応、区のほうとはそういうのは調整させてやっていただいていますので、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

○地域安全担当課長 続きまして、私のほうから。

先ほどステッカーということで、電話に張るものということで、設置した段階で、こう

いうステッカーをつくりまして、これは受話器にそのまま張れるようなステッカーで、まあ、番号が書いてありまして、振り込み詐欺被害^{ゼロ}ダイヤルということで、お気軽にご相談くださいと。これを敬老会で8,000部配ったり、あと、今も、自動通話録音機にお申し込みされた方には、必ずこれもお渡しして、被害に遭わないようにということで、電話に張れるステッカーということで、常に、既にもう実施をしております、これも、いろいろなイベントですとか、そういう機会があるごとに配布して、この^{ゼロ}ダイヤルというのを区民の皆様に広く周知しているところでございます。

○R委員 受話器にですか。

○地域安全担当課長 はい。受話器ですね。受話器に張れるように、縦型とか横型とかです。

○R委員 かかっている最中に、目の前にあるほうが、受話器では手の中に隠れますので。ですから、目の前で見れるほうが、より効果があるのではないかと思うんですけど。

○地域安全担当課長 あと、どんな形でもいろいろ、こう、曲がらせてとか、受話器に縦に張ったり、このほかに張れるようなステッカー。電話の周りにこういう振り込み詐欺に遭わないようにというのを張ってもらうような注意喚起のこんなものも、一緒にA4の中に全て入っているようなものを配っています。

○R委員 ありがとうございます。

○P委員 私、関東バスに乗るんですが。私、荻窪駅から関東バスに2停留所ばかり乗るんですが、そのときに関東バスの中で、振り込み詐欺の注意とかいろいろ放送していますけど、あれが耳に入るだけでも、それも振り込み詐欺からかかってきたときにすごく役に立ちますから、ほかのバスに乗ったことないんですが、ほかのバスでもああいうことをなさるのは、結構、啓発になっていいんじゃないかと思っております。そして、私の友達も含めて私も、もう何回も結構振り込み詐欺から電話がかかってくるんですけど、それは還付金じゃなくて、息子とか、あれが、声がまるっきり違うのに息子のふりして、そのパターンどおりなんです。網棚に忘れて、どうかこうとか。ですけども、そのとき、あ、これ、詐欺だなと思うけど、ちょっとどうしようかなと思ったときに、置いて、あと30分ぐらいしたら警察のほうに荷物を、何ですか、置き忘れをあれしたけどかかってくると言われて、いや、もしかしたら、かかってくるかもしれないとかなんとか言って、その間に間があるもんですから、警察に電話しようと思うのに、さっきのそのステッカーみたいなものがあればすぐできますのに、何かおどおどしてしまっていてできないんですが。でも、撃退するこ

とはできるんですが、お友達も何回もかかってきているそうですが、皆さんにそうやって教えて、いろいろなところで耳に入ったり、友達同士で話していればそれも防げると思いますので、バスの中の放送とか、それから友達同士で話すということも随分防げると思うので、必要かなと思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。

○OG委員 じゃあ、いいですか。先ほど電話に関して、高井戸防犯協会は、電話を持ち上げると、その電話、待てという、そういう、起きて、注意喚起するやつをやはり1,500枚つくって、管内へ配布したんですね。で、お宅のほうは、杉並区防犯協会の範囲だからないと思うのですが、高井戸のほうはそういうことで鋭意努力して、相当なことをやっています。

私も実際、今、まあ、言う则自分の自慢話になりますが、1年半と1年、去年、おとしに、実際、町会の方からこういう電話があったというので、私、すぐ、仕事をほっぽって駆けつけて、こういうふうに言いなさい、ああいうふうに言いなさいというので、警察にも電話しながらですね。警察が来るのは四、五十分かかるわけですよ。私はすぐ行って、その間行っている間に3回も4回も電話があつて、四、五十分たつたら来たんですが、最終的には犯人逮捕したことがあるんです。そういうケースがもう、10回ぐらいありますのでね、本当は1月24日に振り込み根絶集会というのがあるわけですよ。これは、何か地域安全のつどいと同じようなことをやっても、本当にやっぱり振り込め根絶であつたら、もっと、やはり企画を区で、危機管理室で指導をしていただかないと、同じ地域安全のつどいで来た人が、また、3カ月、4カ月たつて集まらなきやいけないなんて、やはり根本的にそういう企画を見直すべきではないかというふうに思っています。

○会長 はい。ありがとうございます。

何か、区のほうからありますか。

○地域安全担当課長 この各種行事ですね、地域安全のつどいですとか特殊詐欺の根絶集会等について、これは各警察署とその都度話し合いをしながら、そういう意見に基づいて、どんどん、これからのいいものにしていきたいというふうに考えております。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、続きまして、消防署における年末・年始の火災等防止対策について報告をお願いいたします。

○OD委員 はい。杉並消防署のDです。杉並区内、荻窪消防署と二つ、消防署があるのです

けれども、荻窪消防署の委員が欠席につきまして、私、代表して説明させていただきます。

お手元の資料4ですけれども、令和元年中の火災概要ということで、1月から11月までの、杉並消防署、荻窪消防署、そして杉並区内の状況をまとめてあります。杉並区もそうですけれども、東京消防庁管内、東京都内、ことし非常に火災が多く発生しております。ここ5年間、むしろ10年間でも最悪のペースで火災が多く発生しております。同様に、住宅火災、一戸建ての住宅ですとか、マンション、アパート、そういった、人が住んでいる住宅火災の割合も非常に多くなってございます。それに伴って、人が住んでいる、生活している住宅の火災がふえるということは、火災によって亡くなる人も非常にふえております。これも、過去10年間、最悪のペースで増加しております、既に70人を超えておまして、昨年1年間の火災による死者を既に上回っております、東京都内。幸いにも、杉並区は、杉並消防署は昨年より3名少なくて1人の方、また、荻窪消防署は、残念ながら昨年より3名ふえまして、5名の方が火災で亡くなっております。特に、火災で亡くなる方の7割以上が、65歳以上の高齢者の方が亡くなっている状況です。

こういう状況に伴いまして、ことしに入ってから、東京消防庁は、これまで、今、もう12月末に入っているんですけども、継続して住宅火災による高齢者の死者発生防止の緊急対策ということで、緊急対策と銘打っているんですけども、ほぼ1年間、継続して対策を実施してきております。

そういった中で、我々消防隊が活動して火災現場で逃げおくれた方を救出するというのが消防の災害現場の任務なんですけれども、それと並行して、火災の発生を抑える。万が一発生したとしても被害を極力小さくするというので、住民の皆さん方には住宅用火災警報器の設置、促進について、強くアピールしております。

偶然、おとといも、飲酒されて、寝たばこをしたまま就寝された方がいたんですけども、そのたばこが布団に落ちまして、布団が焦げて燃えたんですけども、住宅用火災警報器が作動して、警報が鳴動して、その方は幸いにも火災に気づいて、鍋で水をかけて、布団に水をかけて119番通報して、ちょっと煙を吸った程度で、幸いにも一命を取りとめたという、そういった奏功事例も数多く発生しております。

杉並区内は、この住宅用火災警報器の設置率というのが約7割です。この7割という数字も、例えば、台所に1個、住宅用火災警報器をつけていますよということも含まれています。東京都内は、火災予防条例で、住宅の中の全ての居室、部屋ですね、それと台所、階段、玄関等に、全て、つけなければいけないところに住宅用火災警報器を設置しないと、原則、

基本的には条例違反になります。台所だけ、1個だけつけていますよという状態は違法な状態ということで、適正な住宅用火災警報器の設置についても、強く広報をアピールしているところです。また、住宅用火災警報器が、皆さんのお宅に設置しなくてはいけない、義務づけられてから既に10年以上経過しておりまして、住宅用火災警報器も乾電池等を動力源にした電化製品でありますので、一般のテレビですとか冷蔵庫と同じように、耐用年数、耐用期間というのが、メーカーなどからもおおむね10年というふうに言われています。ですから、設置義務化の際に、早々に住宅用火災警報器を設置していただいたお宅は、既に10年以上経過して、本体の性能、寿命が既にもう終わってしまっている、正常に作動しない状態になっているおそれもあります。そういったところで、住宅用火災警報器設置、また適正な維持管理についてお問い合わせ等があれば、杉並消防署または荻窪消防署にお問い合わせいただければ、住宅用警報器を販売しているお店ですとか、そういったところもご案内できるようにしておりますし、住宅用火災警報器も、今は、今年度に入ってから、どんな住宅用火災警報器でも購入すればいいというものではなくて、国の検定品になりました。検定品のマークがついていない、表示されていない住宅用警報器は、基本的には販売できないことになっているんですけれども、例えば今はやりの、ネット通販などで購入していただいた場合に、悪質な業者によっては、在庫を早く処分してしまおうということで、検定のマークがついていないものを送りつけてくるおそれもあります。そういったことで、住宅用火災警報器の購入等に対しても、ご相談があれば消防署のほうで対応いたしますので、よろしく願いいたします。

あわせて、住宅用火災警報器もいろいろ性能が進んでおりまして、今、消防署のほうで推奨しているのは、一つの住宅用火災警報器が火災を感知、煙を感知したりすると、ほかの部屋の住宅用火災警報器も警報を発するという連動型と言われるものなんですけれども、そういったものも販売されております。そのほうが、万が一火災が発生した際も、ほかの部屋にいても、火災が起きた部屋じゃない部屋にいても、気づくことができるということで、安全性としては非常に高いと思っておりますので、もしお問い合わせがあった場合には、連動型の購入を、消防署としては強く勧めている次第です。

年末年始の警戒についても、先ほど警察署の方からお話がありましたけれども、町会・自治会の詰所というか、警戒の拠点があると思うんですけれども、そういったところを、消防署のほうは年末に、12月27日に主に行うんですけれども、署長以下、管理職が管内を分担して、町会・自治会の詰所にお邪魔して激励をさせていただくという計画でおります。

また、ポンプ車も、消防車も管内を巡行して、火の用心、火災予防を呼びかけながらパトロールをするという取り組みを例年行っているんですけども、今回も行う予定ですので、ご協力、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

消防署からの説明は以上で終わります。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、ただいまの件について、何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○会長 はい。

それでは今、これですね。振り込め詐欺のシールがお手元にあると思います。

では、これで本日の予定の議事は終了しました。

では、最後に、何か、事務局から何か連絡事項等ございますでしょうか。

あ、ちょっと。どうぞ。

○L委員 はい。

防犯自主団体を、ちょうどこの生活安全協議会ができ上がる前から立ち上げてやっておりますけれども、そのときに、ご近所付き合い広目隊というんですけれども、137件、13年にあった分が、現在は10件以上の、空き巣がもう、なくなって、被害がなくなっております。それにはやっぱり、防犯のこのポスターというのがすごく役に立ったと思います。今、振り込め詐欺のそういう防犯のポスターはたくさんあるんですが、ぜひ、それを、もう一度、前、危機管理のほうでも、防犯協会でもつくっていただいたんですが、ぜひつくっていただきたいと思っております。

あと、ごみを、私たちは毎日パトロールしておりますけども、そのときにトングを持って、常に吸い殻は拾っております。

あと、もう一つなんですけれども、区のほうにお聞きしたいんですが、一応、私、保護司をしております、保護司の会のほうでちょっとあるんですが、28年に国の政策で再犯防止法が施策されたんですけども、東京都のほうで7月に推進計画が出されて、そしてこちらのほうに戻ってきて、私、一応はお聞きしておりますけれども、それに対しての杉並区の、やはり地域の安全というのは、再犯はやはり防がなければならないということで、だから、区のほうとしての取り組みの今後の取り組み方を教えていただきたいんですけども、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。どうぞ。

○危機管理室長 はい。今、再犯防止に関するお尋ねをいただきましたので、ちょっと所管外のところもございますが、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども。

L委員は保護司という立場でもいろいろとご活躍をされていらっしゃると思いますので、それにかかわるお話かというふうにも思いますけれども、資料等に出ているように、非常に再犯率が高い状況の中で、やはり社会的な問題として、それを地域全体で支えていく必要があるということから法改正等々があり、国の計画、東京都の計画というふうになっていると理解してございます。

犯罪者、再犯の防止という点で考えますと、なかなか区との接点が難しい。これまでなかったというのが実態かというふうにも存じます。区内にどれだけの方、そういった、かつて犯罪を犯し、刑期を終え、区内に戻られた方がどの程度いて、どういうことでお困りであるとか、あるいはどういう暮らしをしているかという情報を区は、これまで一切持ち得てございませんでした。ですので、今後は、そういったような、まずもって実態を把握することが必要でございますし、また、警察それから法務当局等のこれまでの経過等も押さえながら、区単独でできることというのは少ないのかなという部分も考えてございまして、東京都であるとか23区との連携というのも模索する必要があるかなと考えてございますので、今後、関係機関と連携を図ってまいりたいと思っておりますので、

○会長 はい。ありがとうございました。

はい。よろしいでしょうか。

（ なし ）

○会長 では、本日の議題全て終了でございます。

では、最後、事務局のほうから、何か連絡事項はございますでしょうか。

○環境課長 特にございません。

次回の本協議会の開催につきましては、来年度となる予定でございます。日程が決まりましたら、皆様にご連絡いたします。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、これで生活安全協議会を閉会したいと思います。皆様、本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。